

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：吹田市

令和8年8月24日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.4%
全職員	77.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.1%
本庁課長相当職	94.8%
本庁課長補佐相当職	95.8%
本庁係長相当職	95.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.7%
31～35年	92.7%
26～30年	93.7%
21～25年	88.9%
16～20年	92.6%
11～15年	96.2%
6～10年	87.1%
1～5年	88.5%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

- ・扶養手当及び住居手当について、世帯主や住居の契約者として男性職員による受給が多い。

扶養手当：男性 79.5％／住居手当：男性 57.7％

- ・男性職員の方が時間外勤務時間数が多く、時間外勤務手当の受給額が多い。

男性の時間外勤務時間数に対する女性の時間外勤務時間数の割合：51.4％

【全職員】

- ・各性別の全職員に占める割合任期の定めのない常勤職員 男性 83.2％ 女性 47.7％

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員 男性 16.8％ 女性 52.3％

全職員の男女の給与の差異が大きい理由に、女性職員の任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合が高いことが考えられる。

【役職段階別】

男女同一の給料表を適用しており、いずれの役職区分においても女性職員の占める割合が9割以上となっていることから、男女の給与に大きな差異は生じていない。

【勤続年数別】

勤続年数1年～25年までの層は、ライフステージ上、出産及び育児の時期と重なる職員が多く、部分休業の取得や時間外勤務等、男女の勤務実態の差による影響が大きいものと考えられる。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度 (令和8年4月1日現在)
管理的地位にある職員	24.5%

【説明欄】

- ・課長級以上の職員に占める女性の割合により算出。
- ・前年度（22.9％）から1.6ポイント上昇した。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度 (令和8年4月1日現在)
本庁部局長・次長相当職	22.0%
本庁課長相当職	25.7%
本庁課長補佐相当職	32.0%
本庁係長相当職	34.7%

【説明欄】

- ・各役職段階にある職員に占める女性の割合は、経年的に上昇している。
- ・令和8年4月に策定した「もっと！みんなのはたらきかたプラン」において、課長代理級以上の職員に占める女性の割合を「令和12年度末までに30%以上」とする目標を掲げている（本年度は28.6%）。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	106.7%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	－%
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0%	0.0%	－%	0.0%
1週間以上2週間未満	2.1%	0.0%	－%	0.0%
2週間以上1月以下	25.0%	0.0%	－%	0.0%
1月超3月以下	22.9%	1.8%	－%	0.0%
3月超6月以下	27.1%	1.8%	－%	20.0%
6月超9月以下	14.6%	12.3%	－%	20.0%
9月超12月以下	6.3%	33.3%	－%	20.0%
12月超24月以下	2.1%	43.9%	－%	40.0%
24月超	0.0%	7.0%	－%	0.0%

【説明欄】

常勤職員（正規職員）の男性の育児休業取得率は上昇傾向である。

国の算出方法に基づき、男性の育児休業取得率は、当該年度に育児休業の取得を開始した職員/当該年度に子の出産があった職員で割合を算出しているため、令和7年度については取得率が100%を超えている。

会計年度任用職員については男性の取得対象者なし

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	11.9 時間／月
内部部局等以外	6.7 時間／月

【説明欄】

- ・ 時間外勤務は全庁的に経年的に減少している。
- ・ 全庁での月平均時間外勤務時間数は 8.6 時間である。
- ・ 令和 8 年 4 月に策定した「もっと！みんなのはたらきかたプラン」において、年間時間外勤務時間 360 時間以下の職員割合（主査級以下）を「令和 12 年度末までに 100%」とする目標を掲げている（本年度は 95.0%）。